

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2023/04/10/kongetsu-untentkanri-2023-may/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第112回 「迫りくる2024年問題への対策を教えてください」

【質問】

物流企業の経営者です。近年の働き方改革の流れから、物流業界にも労働時間削減が求められるようになり、2024年に改善基準告示が改定され労働時間が短縮されます。現在の改善基準告示でも理解が難しいのですが、改定されると付帯事項が多くなりさらに難解になると聞いています。改定後の改善基準告示について詳しく教えてください。

【回答】

2018年6月、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づき労働基準法や労働安全衛生法等、関連する種々の法律を改正する、いわゆる「働き方改革関連法」が成立し、2019年4月から順次施行されています。

同改正の適用について、貨物運送事業者等のいくつかの業種には、猶予期間が設けられていましたが、その猶予期間が終わり、2024年4月からは、時間外労働の上限規制が貨物運送事業者にも適用されることになり、またそれに併せて改善基準告示も改定されます。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2023/04/01/houritsu-112-2024kaizenkijyunkokuji/>

■交通事故の裁判事例

今回は、横断歩行中の歩行者Aと乗用車Bの人身事故について、刑事事件で身柄拘束中の乗用車の所有者であるCが運行供用者責任を負うかどうか争われた事例を紹介します。

『車両所有者の名義変更の書類等を準備しておらず、運行支配の継続を認定』

【事故の状況】

平成28年2月15日午後8時ごろ、名古屋市にある交差点を西から東に横断歩行中のAに、同道路を南進してきたBの運転する乗用車が衝突しました。

この事故で、Aは右急性硬膜下血腫、脳挫傷、頸椎骨折及び左骨盤骨折を負い、同日入院して頭蓋内血腫除去術、気管切開術等を施行しましたが、同年4月5日死亡しました。

Aの妻であるDらは、乗用車の所有者であるCは運行供用者に当たり、事故について自賠法3条に基づく責任を負うと主張しました。

これに対してCは、平成27年3月頃に覚せい剤取締法違反で逮捕されて以降は乗用車を使用しておらず、同年4月頃にBが面会に来て乗用車を使わせてほしいと頼んできたことから「好きに使っていいぞ」と伝えるとともに、乗用車の名義変更をするように指示もしており、乗用車の運行を監視、監督すべき立場にはなかったため運行供用者責任を負うことはないと反論しました。

【裁判所の判断】

「乗用車の登録名義を変更するためには譲渡証明書、印鑑登録証明書等の書類を準備して所要の手続を行う必要があるところ、Cが（中略）上記の書類をどのように準備するかなど、登録名義の変更についてBと具体的なやり取りをした事実は何ら認められない」

「Cが身柄拘束されていてBと連絡を取ることが容易ではなかったことを踏まえても、Cの乗用車に対する運行支配はその後も継続していたとみるのが相当

である」

などとして、事故を起こした乗用車に対し、Cが運行供用者責任を負うと認めました。

(名古屋地裁 令和2年3月25日判決)

■今日の朝礼話題

『運転中にJアラートが発令された場合の対処法』

さる4月13日午前7時半前に、防衛省は北朝鮮から弾道ミサイルの可能性があるものが発射されたと発表しました。そして政府は、全国瞬時警報システム（Jアラート）を発令し、警戒を呼びかけました。

皆さんは、運転中にJアラートが発令された際、どのように行動すればよいのかご存じですか。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2023/04/18/tw-jalert-driving/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<https://www.think-sp.com/about/>

■【好評発売中】小冊子「変化してきた交通情勢に対応しよう」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 825円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

近年、スマートフォンの急速な普及や自転車によるフードデリバリーの需要の広がり、高齢者の増加、急激な気象状況の変化など、交通環境を取り巻く情勢が大きく変化してきています。

ドライバーは、このような複雑化している交通環境を頭に入れてハンドルを握らないと、思わぬ事故を招くことがあります。

本冊子では、ドライバーが把握しておくべき交通情勢の変化や危険性、さらに、実際に該当場面に遭遇した際の事故防止のポイントを豊富なイラストとともにわかりやすく解説しています。

ぜひ本冊子をご活用いただき、事業所の事故防止にお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/42XwuQa>

■ 【好評発売中】

実技講習教材「トラック事業者のためのバック事故防止実技講習ノート」

※仕様 A4判／32ページ／カラー刷

※価格 1,100円（税込・送料実費）

本冊子は、大阪香里自動車教習所で実際に行われているバック事故防止講習を、各事業所でも実施できるようにした実技講習ノートです。

本冊子に沿って講習を実施いただくことで、「運転する車の大きさを正確に知る」「あいまいな車両感覚を正確に知る」「車は急には止まらない」などの運転の基本をドライバーに再確認させることができます。

ぜひバック事故を始めとした、さまざまな交通事故の防止にお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3ZxJdYd>

■【好評発売中】冊子「安全運転管理者のための酒気帯び確認の手引」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1,100円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

道路交通法施行規則の改正（2022年4月1日）により、新たに安全運転管理者の業務として、運転前・運転後の「酒気帯び有無」の確認とその記録、記録の保存、並びにアルコール検知器を使用したチェックが義務づけられました。

本冊子は、運転者に酒気帯び確認をする方法のポイントや、アルコール依存症の危険、酒気帯び運転違反等の罰則・処分などを、イラストや図表を豊富に用いてわかりやすく解説します。

ぜひ事業所の酒気帯び確認に関する管理者業務の参考にお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3EUkp3a>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（令和5年4月19日送信）

★次回の配信は令和5年5月中旬ごろを予定しています。

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <https://www.think-sp.com/>

